

3茅行総第199号
令和4年1月28日

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会
会長 阿部 秀尚 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条に基づき個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、それに伴い、本市の個人情報保護制度及び情報公開制度について、所要の対応を検討する必要があるので、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）第50条及び茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第27条第2項の規定に基づき、「法と条例の相違点とその考え方」の妥当性について諮問いたします。

（事務担当 総務部行政総務課市政情報担当）